健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（特名随意契約分）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（円）（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	新型コロナウイルス感染症10階入院フォローアップ医師派遣（概算契約・その4）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	2,354,000	R3.11.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
2	新型コロナウイルス感染症宿泊療養業務等派遣（概算契約・その6）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	8,401,800	R3.11.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
3	新型コロナウイルス感染症PCR検査連絡調整等従事者派遣（概算契約・その7）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	6,930,000	R3.11.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
4	新型コロナウイルス感染症PCR検査陽性者ヒアリング等従事者派遣（概算契約・その8）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	30,731,250	R3.11.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
5	新型コロナウイルス感染症電話相談等従事者派遣(概算契約・その11）	13 その他代行	株式会社メディカル・コンシェルジュ	77,752,345	R3.11.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
8	大阪市保健所執務室拡張（船場センタービル）にかかる入退室管理システム設置・設定業務委託契約	01 建物等各種施設管理	株式会社クマヒラ	2,926,000	R3.11.17	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－
9	令和3年度新型コロナ感染症にかかる感染性産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）【その3】	01 建物等各種施設管理	大阪廃棄物処理株式会社	単価契約715円外	R3.11.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	－
10	令和3年度新型コロナ感染症にかかる感染性産業廃棄物処分業務委託（単価契約）【その3】	01 建物等各種施設管理	株式会社共英メソナ	単価契約1,265円外	R3.11.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	別紙のとおり	－
11	各区新型コロナウイルスワクチン接種予約対応窓口における来庁者対応等にかかる労働者派遣（概算契約）	13 その他代行	株式会社パソナ	25,900,875	R3.11.30	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	－

随意契約理由書

1　案件名称

新型コロナウイルス感染症10階入院フォローアップ医師派遣（概算契約・その４）

2　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

3　随意契約理由

新型コロナウイルス感染症対策医師チームにおいて、陽性判明者の重症度をトリアージし入院フォローアップを行うため、医師を派遣するものである。

業務内容は、新型コロナウイルス感染症対策医師チームに届く発生届のチェック、看護師に対し陽性者の重症度に応じた聞き取りの指示及び支援、陽性判明者への検査結果の告知、陽性者から入院フォローアップに必要な事項の聞き取り、陽性者への療養に関する説明、大阪府入院フォローアップセンター（以下「センター」という。）への陽性者の情報伝達やセンターからの問合せ事項に対する回答など、医師としてそれぞれの事情に応じた対応を行うものである。新型コロナウイルス感染症は、急激な体調の悪化を招く恐れが高いため、これまでの陽性者の状況も踏まえながら適切に対応する必要があり、大変重要かつ専門的なものである。

そのため、派遣する医師については、新型コロナウイルス感染症に特化した知識、経験が必要であり、かつ、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染状況や特質について十分理解した上で行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症については、減少傾向にあるものの依然収束する見込みがなく、感染が急拡大する恐れがあることから、現在実施している業務の質を確実に担保する必要がある。

また、本業務において専門的対応に従事する医師の確保が課題であり、特に本市のような大規模な都市において多数発生する陽性者への対応については、関連する業務に従事する看護師等との調整ができる医師を確保する必要がある。そのため、事前に、本市の感染状況を理解し、市民サービスを低下させることなく陽性者への対応を確実に行うことができ、かつ本市が求める医師の確保に対応できる事業者は上記相手方のみである。

以上のことから、株式会社メディカル・コンシェルジュと随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号　06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症宿泊療養業務等派遣（概算契約・その６）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

３　随意契約理由

本契約は、新型コロナウイルス感染者等の宿泊療養にかかる入退所調整や自宅療養者の宿泊調整に対応するため、保健所に人員を派遣するものである。

業務内容は、看護師において宿泊療養者の健康状態の確認や退所日の延長判断を行うほか、自宅療養を行っている市民から症状相談などを受け、宿泊療養等の調整を行うものである。新型コロナウイルス感染症にかかる業務については、これまでの陽性者の状況も踏まえながら適切に対応をする必要があり、大変重要かつ専門的なものである。

そのため、派遣する者については、新型コロナウイルス感染症に特化した知識・経験が必要であり、かつ、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染状況や特質について十分理解したうえで行う必要がある。新型コロナウイルス感染症については、減少傾向にあるものの依然収束する見込みがなく、感染が急拡大する恐れがあることから、現在実施している業務の質を確実に担保する必要がある。

また、本業務において専門的対応に従事する看護師の確保が課題であり、特に本市のような大規模な都市において多数発生する陽性者への対応については、多くの看護師を確保する必要がある。そのため、事前に、本市の感染状況を理解し、市民サービスを低下させることなく陽性者への対応を確実に行うことができ、かつ本市が求める人数の看護師の確保に対応できる事業者は上記相手方のみである。

以上のことから、株式会社メディカル・コンシェルジュと随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号　06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症 PCR 検査連絡調整等従事者派遣（概算契約・その７）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

３　随意契約理由

本契約は、新型コロナウイルスにおける PCR 検査の受検を希望する市民との連絡調整の対応を行うため、大阪市保健所に人員を派遣するものである。

業務内容は、看護師が市民等から新型コロナウイルスへの不安や自らの症状等についての相談を受け、PCR 検査の受検にかかる連絡調整を行うものである。新型コロナウイルス感染症にかかる業務については、これまでの陽性者の状況も踏まえながら適切に対応していくことが必要であり、本業務においては陽性者の早期発見・早期治療と感染拡大防止のため、PCR 検査の受検調整を速やかに行う体制を確保するうえで、大変重要かつ専門的なものである。

そのため、派遣する者については、新型コロナウイルス感染症に特化した知識・経験が必要であり、かつ、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染状況や特質について十分理解したうえで行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症については、減少傾向にあるものの依然収束する見込みがなく、感染が急拡大する恐れがあることから、現在実施している業務の質を確実に担保する必要がある。

また、本業務において専門的対応に従事する看護師の確保が課題であり、特に本市のような大規模な都市において多数発生する陽性者への対応については、多くの看護師を確保する必要がある。そのため、事前に、本市の感染状況を理解し、市民サービスを低下させることなく陽性者への対応を確実に行うことができ、かつ本市が求める人数の看護師の確保に対応できる事業者は上記相手方のみである。

以上のことから、株式会社メディカル・コンシェルジュと随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号　06-6647-0739）

随意契約理由書

1　案件名称

新型コロナウイルス感染症ＰＣＲ検査陽性者ヒアリング等従事者派遣（概算契約・その８）

2　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

3　随意契約理由

本契約は、新型コロナウイルスにおける PCR 検査において陽性と判定された市民へのファーストタッチ等の対応を行うため、保健所に人員を派遣するものである。

業務内容は、看護師が PCR 検査において陽性判定となった市民とファーストタッチとして電話連絡をとり、入院療養の要否を判断するための基礎疾患の状況や体調の聞き取り、感染症対策や濃厚接触者、療養期間中の注意事項の説明（疫学調査）を行うほか、入院療養にかかる関係機関（医療機関や搬送事業者等）との調整を行うものである。新型コロナウイルス感染症は、急激な体調の悪化を招く恐れが高いため、これまでの陽性者の状況も踏まえながら適切に対応する必要があり、大変重要かつ専門的なものである。

そのため、派遣する者については、新型コロナウイルス感染症に特化した知識・経験が必要であり、かつ、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染状況や特質について十分理解したうえで行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症については、依然収束する見込みがなく、感染が急拡大する恐れがあることから、現在実施している業務の質を確実に担保する必要がある。

また、本業務において専門的対応に従事する看護師の確保が課題であり、特に本市のような大規模な都市において多数発生する陽性者への対応については、多くの看護師を確保する必要がある。そのため、事前に、本市の感染状況を理解し、市民サービスを低下させることなく陽性者への対応を確実に行うことができ、かつ本市が求める人数の看護師の確保に対応できる事業者は上記相手方のみである。

以上のことから、株式会社メディカル・コンシェルジュと随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号　06-6647-0739）

随意契約理由書

１　案件名称

新型コロナウイルス感染症電話相談等従事者派遣（概算契約・その１１）

２　契約相手方

株式会社メディカル・コンシェルジュ

３　随意契約理由

本契約は、新型コロナウイルス感染症にかかる市民等からの電話相談に対応するため保健所に人員を派遣するものである。

業務内容は、保健所において設置した「新型コロナ受診相談センター」において看護師が市民等からの体調不良など医療的な相談について 24 時間体制で対応するものである。新型コロナウイルス感染症にかかる業務については、これまでの状況も踏まえながら適切に対応する必要があり、本業務においては、相談の内容も多岐に渡るため必要に応じて相談センターに派遣される医師とも連携を図り対応を行うなど、市民の相談に的確に対応するためには大変重要かつ専門的なものである。

そのため、派遣する者については、新型コロナウイルス感染症に特化した知識・経験が必要であり、かつ、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染状況や特質について十分理解したうえで行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症については、減少傾向にあるものの依然収束する見込みがなく、感染が急拡大する恐れがあることから、現在実施している業務の質を確実に担保する必要がある。

また、本業務において専門的対応に従事する看護師の確保が課題であり、特に本市のような大規模な都市において多数発生する陽性者への対応については、多くの看護師を確保する必要がある。そのため、事前に、本市の感染状況を理解し、市民サービスを低下させることなく陽性者への対応を確実に行うことができ、かつ本市が求める人数の看護師の確保に対応できる事業者は上記相手方のみである。

以上のことから、株式会社メディカル・コンシェルジュと随意契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号　06-6647-0739）

随意契約理由書

1　案件名称

　大阪市保健所執務室拡張（船場センタービル）にかかる入退室管理システム設置・設定業務委託

2　契約の相手方

　株式会社クマヒラ

3　随意契約理由

　本案件は、船場センタービル内に新設した保健所執務室に入退室管理システムの設置を行うものである。

　保健所では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のたびに人員体制を強化してきた結果、執務スペースが不足したため、船場センタービル空室を賃借し執務室の拡張を行った。

　拡張された執務室で行う業務は、個人情報を取り扱うものであり、かつ、船場センタービルでは一部物販フロアの転用で執務室としているため、常に不特定多数の人が行き交う状況であることから、安全性が高く、オートロック及び暗証番号による解錠が可能な電気錠による入退室管理システムの導入が必要不可欠である。

　上記業者は、令和２年度保健所移転の際に既存の入退室管理システムの設置・設定を行っており、本業務を上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になるなど、著しい支障がでる恐れがあることから、特名により契約を締結するものである。

4　根拠法令

　地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

　大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度新型コロナ感染症にかかる感染性産業廃棄物収集運搬業務委託

（単価契約）【その３】

２　契約の相手方

大阪廃棄物処理株式会社

３　随意契約理由

新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査やワクチン接種を行う際に使用した感染予防のための防護具（N95 マスクやガウン、手袋等）やワクチン接種用品（使用済の注射針や注射筒、綿花等）については、感染性廃棄物として適切に処理する必要がある。

現在、新型コロナウイルス感染症の行政検査の検査場を市内に５か所設置し、うち３か所を大阪市が運営しており、市内にワクチン集団接種会場を設置し予防接種を実施している。

新型コロナウイルス感染症の行政検査やワクチン接種を行う際に使用した感染予防のための防護具（N95 マスクやガウン、手袋等）やワクチン接種用品（使用済の注射針や注射筒、綿花等）については、感染性廃棄物として適切に処理する必要があり、各会場並びに施設にて発生した感染性廃棄物は、排出時の感染防止のため、専用の廃棄物格納容器で格納後、収集運搬・処分を適切に行わなければならない。

業者選定にあたって、委託事業者の決定は競争入札によることが望ましいが、接種状況に対応し接種会場の開設や閉鎖が随時変更されており、直近のスケジュールしか見込が立たず、契約期間中の排出量が算定できない状況の中、令和３年 11 月以降も途切れることなく業務を継続させることが必要との判断がなされた。その時点から準備期間を確保した上で競争入札を実施すると 11 月１日からの感染性廃棄物の適切な処理ができなくなり、市民の生命・身体に大きな影響を及ぼす恐れがある。

令和３年 11 月１日からの感染性廃棄物を適切に処理するため、特別管理産業廃棄物（収集・運搬）の登録種目があり、本市の感染性産業廃棄物の収集運搬業務を履行している上記業者と契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（新型コロナウイルス感染症グループ）

電話番号 06-6647-0739

随意契約理由書

１　案件名称

令和３年度新型コロナ感染症にかかる感染性産業廃棄物処分業務委託

（単価契約）【その３】

２　契約の相手方

株式会社共英メソナ

３　随意契約理由

現在、新型コロナウイルス感染症の行政検査の検査場を市内に５か所設置し、うち３か所を大阪市が運営しており、また、市内にワクチン集団接種会場を設置し予防接種を実施している。

新型コロナウイルス感染症の行政検査やワクチン接種を行う際に使用した感染予防のための防護具（N95 マスクやガウン、手袋等）やワクチン接種用品（使用済の注射針や注射筒、綿花等）については、感染性廃棄物として適切に処理する必要があり、各会場並びに施設にて発生した感染性廃棄物は、排出時の感染防止のため、専用の廃棄物格納容器で格納後、収集運搬・処分を適切に行わなければならない。

業者選定にあたって、委託事業者の決定は競争入札によることが望ましいが、接種状況に対応し接種会場の開設や閉鎖が随時変更されており、直近のスケジュールしか見込が立たず、契約期間中の排出量が算定できない状況の中、令和３年 11 月以降も途切れることなく業務を継続させることが必要との判断がなされた。その時点から準備期間を確保した上で競争入札を実施すると 11 月 1 日からの感染性廃棄物の適切な処理ができなくなり、市民の生命・身体に大きな影響を及ぼす恐れがある。

令和３年 11 月１日からの感染性廃棄物を適切に処理するために、特別管理産業廃棄物（処分）の登録種目があり、本市の感染性産業廃棄物の処分業務を履行している上記業者と契約を締結する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第５号

５　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（新型コロナウイルス感染症グループ）

電話番号 06-6647-0739

随意契約理由書

1　案件名称

各区新型コロナウイルスワクチン接種予約対応窓口における来庁者対応等にかかる労働者派遣（概算契約）

2　契約相手方

株式会社パソナ

3　随意契約理由

本市では、各区新型コロナウイルスワクチン接種に関する次の業務を行っている。

①新型コロナウイルスワクチン接種予約対応窓口における接種予約の補助や予約代行、接種会場への案内等

②新型コロナウイルスワクチン接種に関する電話対応

③区接種会場における来場者の案内・誘導や予診票記入補助、次回予約受付等

当該派遣契約については、本年 11 月 30 日までの契約期間であるが、新型コロナウイルス感染症については依然収束する見込みがなく、各区役所においてはワクチン接種に関する市民からの問い合わせ等が続いており、本業務に従事する人員が必要となっている。

ついては、上記業務を行う従事者を継続して派遣しなければ、ワクチン接種にかかる迅速な対応が行えず、ひいては市民の生命・健康等に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、契約相手方の決定にあたっては、本来、競争入札を実施の上、決定すべきところであるが、人材の確保や知識習得に必要となる準備期間を必要とせず、切れ目なく即座に対応可能な事業者は、唯一、当該業者のみであるため、上記相手方と随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市保健所感染症対策課（電話番号　06-6208－9796）